

秩父市農業委員会 平成30年 第11回 定例総会 議事録

1 会 期 平成30年11月22日(木) 午後2時00分から
同 日 午後2時55分まで

2 議 場 秩父市歴史文化伝承館 5階 第1会議室 [秩父市熊木町]

3 出席した委員(12人)

会 長	12番	条 東 男
会長職務代理者	2番	横 田 友
会長職務代理者	3番	高 橋 信 之
委 員	1番	新 井 初 男
委 員	4番	高 野 忠 財
委 員	5番	富 田 和 雄
委 員	7番	新 田 恭 一
委 員	8番	豊 田 恵 男
委 員	9番	加 藤 勝 市
委 員	10番	黒 澤 元 国
委 員	11番	豊 田 辰 夫
委 員	13番	彦久保 利 平

4 欠席した委員(1人)

委 員	6番	石 橋 総一郎
-----	----	---------

5 議事日程

日程第1	開 会 ・ 開 議
日程第2	議 事 日 程 の 報 告
日程第3	総 会 成 立 の 報 告
日程第4	議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
日程第5	諸 報 告
日程第6	審 議 議 案 の 報 告
日程第7	議 案 審 議

議案第64号上程 農地法第4条の規定による許可申請について (7件)

議案第65号上程	農地法第5条の規定による許可申請について	(5件)
議案第66号上程	農地法第5条の規定による許可申請について	(1件)
議案第67号上程	農用地利用集積計画の決定について	(1件)
議案第68号上程	農用地利用集積計画の決定について	(4件)
日程第8	閉 議 ・ 閉 会	

6 出席した農地利用最適化推進委員（13人）

第1区域	吉川稔		
第2区域	小林弘	笠原広久	
第3区域	田口俊夫	小久保健司	
第4区域	新井一郎	大島正一	
第5区域	番場誠二	齋藤武志	
第5区域	高岸義雄	引間勲	
第6区域	長谷川満	千島初夫	

7 欠席した農地利用最適化推進委員（1人）

第1区域	浅見健
------	-----

8 農業委員会事務局職員

事務局長	齋藤隆夫	主 幹	帆刈敏晃
参 与	高野明生	主 事	岩田直樹
主 幹	新井幸男	主 幹	新地広幸
主 幹	加藤和彦		

9 会議の概要

日程第1 開 会 ・ 開 議

議長（条会長） ただいまから、秩父市農業委員会平成30年第11回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議 事 日 程 の 報 告

議長（条会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（会長） 本日、6番石橋 総一郎委員、第1区浅見 健推進委員から欠席の通告がありました。よって、在任する委員定数の過半数を超えており、定足数に達しておりますので、秩父市農業委員会 会議規則 第6条の規定により、総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。9番 加藤 勝市 委員 及び 10番 黒澤 元国 委員のお二人をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の帆刈主幹及び岩田主事を指名いたします。

日程第5 諸 報 告

議長（会長） 次に、諸報告を行います。総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に処理した案件とその結果につきましては、お手許に配布いたしましたので、ご了承願います。事務局長に説明をいたさせます。

齋藤事務局長 諸報告について説明いたします。

本日付け、報告文書をご覧ください。このたびは、「農地法第18条の規定による合意解約について1件を会長専決により処理いたしましたので報告いたします。

1番は平成29年12月総会において「農用地利用集積計画について」、ご審議いただき、申し出のとおり決定していただいた経緯があります。

このたび、平成30年11月2日に、合意により解約する旨、当事者から会長宛通知を受領いたしました。その内容を審査いたしましたところ、解約することについて合意が成立した日から30日以内に通知をしており、解約をした日から6月以内に土地を引き渡すことになっております。したがって、これらの合意による解約は、知事の許可を必要としないものとして成立していると判断し、会長専決により処理いたしました。

諸報告は以上です。

日程第6 審議議案の報告

議長（糸会長） 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

斎藤事務局長 議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書の3ページをお開きください。

議案第64号に係る案件のうち、番号7の備考欄に追認（平成26年～）、を追加してくださるようお願いいたします。

それでは、平成30年第11回総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第64号 農地法第4条の規定による許可申請について が7件、
議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請について が5件、
議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請について が1件、
議案第67号 農用地利用集積計画の決定について が1件、
議案第68号 農用地利用集積計画の決定について が4件、

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（糸会長） ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

日程第7 議案審議

議案第64号上程 農地法第4条の規定による許可申請について（7件）

議長（糸会長） 次に、議案第64号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田主事 私からは番号1から番号4について説明します。

まず、番号1についてですが、申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。申請地は日野田町二丁目 畑 2筆 計 7.37㎡で、昭和58年に相続により取得しています。

案内図の1ページをご覧ください。申請地は南小学校の南西約300m付近にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。

転用目的は進入路用地の拡張です。

申請事由ですが、申請地は、隣接する申請人らが所有する宅地への進入路に隣接しており、昭和59年より一体で利用されています。このたび調査をしたとこ

ろ、農地であることが判明しましたが、面積自体も小さく、農地に復旧することも難しいことから引き続き現況の状態で使用していきたいとして、始末書添付のうえ、申請されました。

現地を確認しましたところ、道路構造物が見られました。

続きまして、番号2、3につきましては、関連性がありますので一括して説明させていただきます。

申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

申請地は番号2につきましては金室町 田 1筆 1741㎡のうち8.79㎡、番号3につきましては桜木町 田 3筆 計 554㎡のうち5.00㎡で、いずれの土地も平成12年に相続により取得した土地です。

案内図の2ページをご覧ください。申請地は番号2については、西小学校から南南西に約350m、番号3については、同じく西小学校から南南西に約200m離れた場所にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。

転用目的は営農型太陽光発電施設用地です。

営農型発電施設とは、農地に支柱を建て、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置する方式であり、農地転用に当たっては農地として活用しない支柱の基礎部分について、一時転用をする取り決めになっています。本件は平成28年1月に同様の目的で許可を受けたものですが、間もなく一時転用期間の3年が終了するため、改めて一時転用の申請をし直し、営農型太陽光発電を継続するものです。従来、一時転用許可期間は3年以内と定められていましたが、平成30年5月の農地転用許可の見直し以降、農用地区域以外の第2種農地または第3種農地を活用する場合等、一定の条件に該当する場合に限り期間が10年以内に延長されました。申請地はいずれも第3種農地ですので、利用期間は許可日から10年間として申請しています。また、申請地には根抵当権が設定されておりますが、根抵当権者より転用について差し支えない旨の同意書が添付されています。申請面積は前回と同様、支柱1本の基礎部分にあたる面積0.1256㎡に、番号2では70本、番号3では40本をかけた面積を対象としています。また、このたびの申請に当たっては、従来の設備はそのままに、新たに周囲に安全防止対策のためのフェンスを設置することになっており、設置費用につきましては、資金調達計画は整っております。なお、フェンス部分は転用面積に含まれておりません。

一時転用に当たっては、営農の適切な継続が必要か、周辺の営農状況に支障が

ないか等を確認することになっています。毎年の提出が義務づけられている「営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の状況報告」によりますと、申請者はパネル下部の日陰となる部分でミョウガを栽培し、出荷しています。収量については、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上の減少が見られないことが目安となっています。今年度につきましては、全国平均の84%の見込みとなっており、条件は満たしています。

また、パネルの角度、間隔、支柱の高さ等も農作業をおこなううえで支障がない状態であり、農業者が立って農作業をすることのできるスペースが確保されています。

現地を確認しましたところ、保全管理状態となっておりました。

続きまして、番号4についてですが、

申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

申請地は相生町 畑 1筆 284㎡で平成24年に相続により取得しています。

案内図の3ページをご覧ください。申請地は相生町交差点の北西約35メートル付近にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。

転用目的は貸駐車場用地です。

申請事由ですが、申請地は、平成10年頃より、申請者が近隣の住民に駐車場として提供していた経緯がありました。このたび調査をしたところ、当申請地の地目が畑であることが判明しましたが、農地に復旧することも難しいことから引き続き現況の状態で使用していきたいとして、始末書添付のうえ、申請されました。

現地を確認しましたところ、砂利が敷かれ、駐車場として使用されており、また、一部、梅が植えられておりました。

説明は以上です。

高野参与 番号5について説明いたします。

申請者、施設の概要等は、議案書記載のとおりです。

案内図の、4ページをご覧ください。申請地は、下影森 字 甲下原 畑 1筆 89㎡で、秩父市スポーツ健康センターの南西、390m付近に位置し、昭和55年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、貸駐車場用地です。

申請事由ですが、申請地は平成7年に、市道（幹線）75号線の新設に伴う用地買収により、残地となった農地で、その後耕作もせず現在に至っています。

近年、周辺の住宅、店舗の建築により、駐車場として借りたいとの要望が多くあるため、貸駐車場として土地の有効活用を図りたいと申請されました。

なお、平成7年に隣接する土地を造成する際、申請地の一部を農地転用の許可を受けないまま造成し、駐車場として使用していたことから、始末書が添付されております。

また、隣接農地の承諾書も添付されておりますので、周辺への影響は無いと考えられます。

現地を確認しましたところ、一部が駐車場、他は不耕作地でした。

以上です。

帆刈主幹 それでは番号6について説明いたします。

申請者、申請地等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、大野原字宮崎東裏(みやざきひがしうら)・畑・2筆・計461平方メートルで、平成17年に相続により取得した土地です。

案内図の5ページをご覧ください。

申請地は、秩父鉄道大野原駅の敷地の北側と西側に隣接しており、立地の基準としましては、鉄道駅から300メートル以内にある地域内の農地として、第3種農地と判断いたしました。

申請事由は、貸駐車場用地です。

申請地は申請者の母親が所有していた平成4年頃、申請地の有効活用のため、農転用許可の無いまま埋め立てをおこない、現在まで駐車場の形態となっているとのことです。

申請者は遠方に居住しており、畑として管理していくことが困難なことから、今後は月ぎめ駐車場として整備し活用していきたいとして、始末書添付の上申請されました。

申請地は大野原駅に隣接していることから、鉄道利用客からの需要が見込まれるとのことです。

また、申請地の隣接に農地は無く、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われ
ます。

つづいて番号7について説明いたします。

申請者、申請地等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、山田字下矢行地(しもやぎょうじ)・畑・1筆・536平方メートルで、平成26年に相続により取得した土地です。

案内図の6ページをご覧ください。

申請地は、高篠小前交差点の北西約440メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由は、太陽光発電施設用地です。

申請地は現在不耕作状態で、今後も耕作する予定も無いことから、地権者としても有効利用を考えていたとのことです。

そこで日当たりの良い本申請地に、太陽光発電施設を設置したいとして、このたびの申請に至ったとのことです。

計画では太陽光パネル178枚と、その他必要な機器等を設置する予定とのことです。

申請にあたり、東京電力との電力需給接続契約を締結したことがわかる書類、さらには、経済産業省からの再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知も添付されております。

また、本申請地の隣接農地所有者から、農地転用することの承諾書も添付されており、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われまます。

ただし、申請地には平成26年頃に農地転用許可の無いまま砂利等を敷き、駐車場の形態を成している部分も広く見受けられることから、申請者より始末書が添付されております。

私からは以上です。

議長(糸会長) 事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の意見を伺います。

9番(加藤委員) 議案第64号 番号1から番号4について意見を申し上げます。結論から申し上げますと4件とも止むを得ないと判断いたしました。番号1は10月総会において申請された土地の隣接地で進入路の安全施設として有効利用されておりました。番号2と3は農地の上で太陽光発電しその下で茗荷を耕作しており3年間の一時転用期限切れに伴う更新の為の申請です。番号4については先代から駐車場として利用していたようで、周囲の状況から見て止むを得ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

1番(新井委員) 番号5について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。付近の状況からみて特段影響もなく止

むを得ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

3番（高橋委員） 番号6ですが、概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。申請人は全員が遠方に住んでおり駅にも隣接しており仕方ないと感じました。特に問題ないものと思います。よろしくご審議をお願いします。

2番（横田委員） 番号7ですが、先程、事務局が説明をしたとおりです。現地は砂利が敷かれており始末書が添付されています。いよいよ高篠地区にも太陽光ができてきたということで、ぞっとしております。致し方ないのかなと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

6区（長谷川推進委員） 番号2と3ですが、収量が80%をクリアしているということですが、3年平均なのか3年目ということなのか。

岩田主事 3年目については84%ということです。

6区（長谷川推進委員） 茗荷ですと作付けした1年目は収穫できないと思いますが毎年収量が80%をクリアしないといけないのか。

岩田主事 毎年報告義務がありますが、気象状況なども違い必ず80%以上ということには行かない場合があると思います。

5区（高岸推進委員） 参考までに聞きたいんですが反収何kgなのか。

岩田主事 訂正があります。84%は見込みでした。反収402kgで、全国平均では540kgなので74.4%になりますが、知見を有するもの所見では春までは生育状況は良好でしたが、夏の猛暑により株が弱ってしまい収穫量が減ってしまったとのことです。

議長（糸会長） 他に質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案64号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第65号上程 農地法第5条の規定による許可申請について (5件)

議長(衆会長) 次に、議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

高野参与 私からは、番号1から番号3について、説明いたします。

はじめに、番号1ですが、譲受人・譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の、7ページをご覧ください。

申請地は、上影森 字 川尻 畑 1筆 292㎡で、秩父市スポーツ健康センターの南南西290m付近に位置し、平成4年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は、現在、市内のアパートにて生活しておりますが、家族も増え、何かと手狭となってきたため、自己住宅の建築を計画していたところ、申請地を譲り受けることとなり申請されたものです。

設計図、資金計画等も整っておりますので、問題は無いと思われれます。

また、隣接農地の承諾書も添付されておりますので、周辺への影響は無いと考えられます。

現地を確認しましたところ、不耕作地でした。

次に、番号2について説明します。

譲受人・譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の、8ページをご覧ください。

申請地は、上影森 字 下原 畑 1筆 220㎡で、秩父市スポーツ健康センターの西370m付近に位置し、平成21年売買により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は、現在、市内のアパートにて生活しておりますが、子どもの成長に伴い、何かと手狭となってきたため、自己住宅の建築を計画していたところ、申請地を譲り受けることとなり申請されたものです。

設計図、資金計画等も整っておりますので、問題は無いと思われれます。

また、隣接農地の承諾書も添付されておりますので、周辺への影響は無いと考えられます。

現地を確認しましたところ、保全管理されている農地でした。

次に、番号 3 について説明します。

譲受人・譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の、9 ページをご覧ください。

申請地は、和泉町 畑 1 筆 2,266 m²で、秩父病院の北東 260m 付近に位置し、昭和 43 年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の農地として、第 2 種農地と判断いたしました。

転用目的は、建売住宅用地です。

申請事由ですが、申請地は市街に近い宅地化の著しい地域で、住宅用地として利便性が良いため、譲受人が買受、建売住宅として販売し、地域への貢献及び業務の発展を図りたいと申請したものです。

なお、平成 15 年頃から申請地の一部を、電力会社の電柱置場として使用していたことから、始末書が添付されております。

事業計画、資金計画等も整っており、隣接農地の承諾書も添付されておりますので、問題は無いと考えられます。

現地を確認しましたところ、保全管理されている農地でした。以上です。

帆刈主幹 それでは番号 4 について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、大野原字築瀬(ちくせ)・畑・1 筆・298 平方メートルで、平成 22 年に相続により取得した土地です。

案内図の 10 ページをご覧ください。

申請地は、県立秩父農工科学高等学校の北約 600 メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第 2 種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、住宅用地です。

譲受人家族は現在、譲受人の妻の実家に同居しておりますが、子供も二人おり、なにかと手狭になってきたとのことでした。

そこで、住宅を新築したいとして土地を探していたところ、本申請地を譲っていただけることになったため、このたびの申請に至ったとのことでした。

現地を調査したところ、きれいに管理された畑でした。

また、申請地の隣接農地所有者は譲渡人本人であり、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われまます。

つづいて番号5について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、栃谷字清水(しみず)・畑・1筆・160平方メートルで、平成10年に相続により取得した土地です。

案内図の11ページをご覧ください。

申請地は、高篠小学校の北東約780メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、住宅用地です。

譲受人家族は現在、借家にて生活をしておりますが、子供も二人おり、なにかと手狭になってきたとのことでした。

そこで、住宅を新築したいとして土地を探していたところ、本申請地を譲っていただけることになったため、このたびの申請に至ったとのことでした。

また、建築の際には、隣接宅地1筆を一体利用し、合計210.04平方メートルの敷地になる予定とのことでした。

現地を調査したところ、きれいに保全管理がされておりました。

また、本申請地の隣接農地所有者から、農地転用することの承諾書も添付されており、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われまます。私からは以上です。

議長(糸会長) 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

1番(新井委員) 番号1から3について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。番号1の現地は保全管理されており隣接農地も耕作されておらず特に影響ないと思われまます。番号2も保全管理状態で道路に面しております。番号3は電柱が置いてありましたので始末書が添付されております。いずれも申請地を確認したところ止むを得ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

3番(高橋委員) 番号4の案件について意見を申し上げます。概要は先程、事務局が説明をしたとおりです。譲受人は現在妻の実家で暮らしており手狭になったため自己用住宅を建築したいということで、譲渡人もあまり農業をしていない状況で不耕作地でした。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

2番(横田委員) 番号5の案件について意見を申し上げます。概要は先程、事務局が説明をしたとおりです。申請地は非常によく管理された農地でした。譲渡人は体調がすぐれないということです。この地区の人口が増えるのであれば

止むを得ないと感じました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長（衆会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（衆会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（衆会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案65号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（衆会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第66号上程 農地法第5条の規定による許可申請について（1件）

議長（衆会長） 次に、議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

新井主幹 続きまして議案第66号について説明します。

この案件は、先月の農業委員会において保留と決定された案件となります。譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。申請地は、下吉田 字 暮坪 畑 1筆 257㎡で、平成21年に相続により取得したものです。

案内図の12ページをご覧ください。申請地は県道下吉田小鹿野線 釜の上農園村交差点の東南東約720m付近にあり、立地の基準につきましては、良好な営農条件を備えている農地として、第1種農地と判断しました。

なお、当申請地周辺は土地改良区となっておりますが、当申請地については当初より地区外となっていました。

転用目的は住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在、秩父市阿保町で借家住まいをしておりますが、手狭となっており、このたび、母である譲渡人の土地を借り受け、ここに自己用住宅を建築したいとして申請されました。

資金調達計画も整っています。また、隣接農地は母の所有する農地であるため、周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

先月、現地を確認したところ、すでに住宅の建築が始まっていたことから、工事中断を指導すると共に始末書を添付いただきましたが、始末書の中で許可日までは工事を中断する旨約束されておりましたが、10月19日に確認した際は、建物内部で作業をしていたため、即刻工事を中断してもらうよう業者に対し再度指導しました。

前回の農業委員会総会の後、4度ほど現地を確認しましたが、その後作業をしている様子は見られませんでした。

(11月2日、11月8日、11月16日、11月19日)

議長(会長) 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

13番(彦久保委員) 番号1について意見を申し上げます。概要は事務局説明のとおりです。私も現地を確認したところ事情が分かりましたので皆さんのご判断をよろしくお願いします。

議長(会長) ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

(間がある)

議長(会長) 質疑又は意見はありませんか。

(「無し」という人あり)

議長(会長) 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案66号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手をする人あり)

議長(会長) 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第67号上程 農用地利用集積計画の決定について (1件)

議長(会長) 次に、議案第67号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田主事 議案第67号 農用地利用集積計画の決定について説明をいたします。

本案につきましては、基盤強化法第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、平成30年11月9日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

それでは、計画の内容を申し上げます。

本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

貸付けに係る土地については議案書をご覧ください。太田 字 青石 字 磯端 畑 2筆で、合計面積は 3,801 m²です。

それぞれの土地の所在につきましては、案内図の13、14ページをご覧ください。

利用権を設定する期間は、いずれの案件につきましても平成31年3月1日から10年間です。

なお、本案につきまして決定をしていただいた後には、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、借受けを希望する者を募集し、その結果により、農用地利用配分計画を決定することとなります。説明は以上です。

議長（衆会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

5番（富田委員） 議案第67号に係る利用集積について意見を申し上げます

1番の案件ですが内容は事務局が説明したとおりです。貸付人はそれぞれ海外へ単身赴任及び遠方に居住しており耕作することはできないので、今後農地中間管理機構に貸付けることにより良く管理できるものと思います。よろしくをお願いします。

4区（新井推進委員） 1番について意見を申し上げます。事務局と5番委員と同様な意見です。意義ありません。よろしくをお願いします。

議長（衆会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

議長（衆会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（衆会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第67号については、市長からの申し出のとおり決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

議長（衆会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申し出のとおり決定をすることに決しました。

議案第68号上程 農用地利用集積計画の決定について (4件)

議長(衆会長) 次に、議案第68号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。なお、この案件につきましては、秩父市農業委員会会議規則第10条に規定する、議事参与の制限に該当いたしますので、4番 高野 忠財 委員におかれましては、議場から退出願います。

(高野委員が退室する)

事務局に議案の説明をいたさせます。

新井主幹 議案第68号 番号1から4について内容が重なりますので併せて説明させていただきます。

本案は、農業経営基盤強化促進法、この後は基盤強化法と申し上げますが、その第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、いずれも平成30年11月12日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

なお、基盤強化法は、効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらが農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、育成すべき農業経営の目標を明示し、目標達成のための重要な手段である農用地利用集積計画など総合的な措置を講じることが目的としています。

それでは、計画の内容を申し上げます

番号1から4の、貸付けに係る土地について、借受人、貸付人、土地の所在等は議案書をご覧ください。

いずれの申請地も、下吉田 字 釜ノ上 (かまのうえ)、

番号1につきましては 畑4筆 計3086㎡、

番号2につきましては 畑1筆 2100㎡のうち1320㎡、

番号3につきましては 畑1筆 2100㎡、

番号4につきましては 畑3筆 1135㎡、

合計 畑9筆 7641㎡となります。

案内図の15ページをご覧ください。申請地はそれぞれ、吉田総合支所から南南東に約640メートル周辺に位置しています。

利用権設定期間ですが、番号1から4いずれも、平成30年12月1日から10年間です。

今回の申請地は、これまですべて相対で借り受けていた農地ですが、本年10月1日で法人を設立したことから、法人として利用権設定をするために申出がなされたものです。

なお、借受人は引き続きいちご栽培を行います。番号4のハウスで苗を作り、それ以外のハウスでいちごを育成します。9月以降苗の植栽が終わっており、イチゴ狩りの準備が進んでいます。以上で説明を終わります。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

13番（彦久保委員） 議案第68号に係る集積計画について意見を申し上げます。内容は事務局が説明したとおりです。借受人は先進的に農業経営に励んでおり地域の見本となっています。皆様のご審議の程よろしくをお願いします。

5区（引間推進委員） 事務局と13番委員と一緒に現地を確認してきました。特に問題ありません。よろしくをお願いします。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

9番（加藤委員） 法人の代表者はどなたですか。

新井主幹 ○○さんです。

3番（小久保委員） 番号1は使用貸借権を設定とありますが、無償ということですか。

新井主幹 使用料は無償です。

3番（小久保委員） 番号2から4は賃借料が他の案件に比較して高いように思えるが。

新井主幹 今まで個人で契約していた賃借料をそのまま引き継いだものです。

議長（糸会長） 他に質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第68号については、市長からの申し出のとおり決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

議長（衆会長） 全員が賛成であります。 よって、本案は、申し出のとおり決定
をすることに決しました。

（高野委員が入室する。）

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

議長（衆会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。 これをもち
まして、秩父市農業委員会平成30年第11回定例総会を閉会いたします。